

広島県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇五四
広島市東区	三二、二二八
広島市南区	三七、一四六
広島市西区	四九、四二六
広島市安佐南区	五九、四二二
広島市安佐北区	四一、四二八
広島市安芸区	二一、〇三一
広島市佐伯区	三六、四〇一
呉市	六七、七二四
竹原市豊田郡	一〇、六三九
三原市世羅郡	三二、八四〇
尾道市	四一、一一七
福山市	一二五、六一三
府中市神石郡	一五、三六七
三次市	一五、八〇五
庄原市	一一、四五一
大竹市	八、〇七六
東広島市	四七、三六九
廿日市市	三二、〇一七
安芸高田市	八、九〇七
江田島市	七、九二二
安芸郡	三一、五〇三
山県郡	七、七〇二